

令和6年度第3回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和7年1月29日（水）午後2時～午後2時55分
- 2 開催方法 ZoomによるWEB開催
- 3 出席者 60市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議 事

（1）ワーキンググループの進捗状況について

<埼玉県>

- ・ 資料1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 1月に第5回会議を開催し、令和7年度国保事業費納付金等の本算定結果及び保険税水準の統一について協議した。

（2）令和7年度国保事業費納付金等の本算定結果について

<埼玉県>

- ・ 資料2に基づき、令和7年度国保事業費納付金等の本算定結果について説明。
- ・ 今年度の本算定結果について、一人当たり保険税必要額は県全体で134,949円となった。前年度本算定と比べると5.8%、額で7,399円のプラスとなり、62市町村で一人当たり保険税必要額がプラスという結果になった。
- ・ 一人当たり保険税必要額の増加要因については、一人当たり保険給付費額の増加が挙げられる。
- ・ 秋の試算において減少していた1市町村は増加に転じ、本算定において新たに1市町村が減少に転じた。これは、保健事業や特定健診に係る費用等、各市町村において個別に見込んでいる要素の増減が要因となっている。
- ・ 令和7年度の納付金総額については、約1,869億円となった。前年度と比べると約5億円、約0.3%のプラスとなっている。なお、秋の試算からは約15.7億円、0.8%の増となっている。
- ・ 令和6年度までの納付金額の推移の傾向としては、総額では令和2年度、令和3年度を除き、減少傾向にある一方、一人当たり納付金額及び保険税必要額については、令和2年度を除いて全体的に増加傾向にあった。令和7年度については、一人当たり額だけではなく、総額も増加という結果になった。

（3）保険税水準の統一について

<埼玉県：星名主任>

- ・ 資料3-1、3-2に基づき、保険税水準の統一について説明。
- ・ 保険給付費等交付金（特別交付金のうち県2号繰入金）について、国民健康保険法に基づき、県は一般会計から医療給付費等の9%相当額を国保特会に繰り入れることとされているが、本県では現在、このうち9分の1に当たる1%相当額を「医療費適正化対策」や「健康づくり・特定健診」、「保険税徴収対策」を中心に、市町村が実施する国民健康保険事業の健全な運営を推進する事業に交付している。令和9年度から予定している保険税水

準の準統一により、この取扱いを大きく変更する必要が生じる。

- ・ 現行の県2号繰入金でも、事業費の一部などが交付対象となっている保健事業の一部や条例減免に要する費用は、運営方針にも記載されているとおり、引き続き県2号繰入金などから基本的には所要額の全額が措置される形となるが、これ以外の例えば徴収対策やレセプト点検の強化に対する交付や、取組や実績に対する評価によって交付するメニューについては、運営方針や統一の工程表上で特段の記載はなく、ゼロベースで見直しが必要と考えている。
- ・ 見直しの方向性については、基本的には保険者努力支援制度の取組評価分のように、項目ごとの指標の達成状況などを評価してポイントを付与し、獲得したポイント数や被保険者数に応じて一定額を山分けするような交付方法にしたいと考えているが、レセプト点検や徴収対策の強化に要する費用などについて、引き続き市町村が取組に要する実費に対して交付すべきものがある場合は、該当する交付メニューも残す方向で検討したいと考えている。
- ・ 保険税水準の準統一後の保健事業の取扱いについては、運営方針に記載のとおり、負担と給付の公平を図る観点から、地域の健康課題を踏まえ、全市町村で同一水準の被保険者サービスの提供を目指すこととしており、各事業を3つの区分に分類した上で財源を確保し、市町村においてその財源の範囲で事業を実施することとしている。
- ・ 3つの区分について、まず全市町村で実施すべき事業、例えば特定健診の国庫負担対象分などを想定しているが、こちらを区分「ア」として、所要見込額を基に事前に納付金を徴収し、実際に市町村が要した費用は普通交付金で全額措置することとしている。続いて区分「イ」について、こちらは市町村が優先して実施すべきと県が指定する事業を振り分けることとしており、保険給付費等交付金（特別交付金）の交付対象とすることとしている。最後に区分「ウ」は、「ア」にも「イ」にも分類されない保健事業が振り分けられ、県から措置される一定額の範囲内で事業を実施することとしている。
- ・ 区分「ア」については、全額を納付金の対象とし、所要額は普通交付金で全額措置する。合わせて県繰入金の配分見直し等により、納付金、保険税率の上昇を抑制することとしている。
- ・ 区分「イ」については、所要額を全額県繰入金で措置する。
- ・ 区分「ウ」については、3段階による財源確保とし、第1に保険者努力支援交付金のうち取組評価分を充てることとする。県からの措置としては、①として人間ドック等への助成に係る費用の2分の1、さらに②としてインセンティブによる交付で合計8億円を県繰入金から措置することとする。

【全体質疑・意見交換】

<市町村>

- ・ 運営方針策定後に、こども子育て支援金が創設された。また、法定外繰入を再検討しなければいけないほど、納付金が増額となっている。運営方針は、令和7年度の秋頃に中間見直しの検討予定と認識している。令和9年度に保険税水準の準統一と定めているが、他の都道府県の動向や、先ほど話したような状況の変化により、準統一を先送りする等の可能性は残っているか。

<埼玉県>

- ・ 中間見直しは予定しているが、令和９年度の準統一に向け税率改正や赤字の解消などを積極的に取り組んでいる市町村があることから、現時点で令和９年度の準統一を先延ばしにするという考えは持っていない。